

(地Ⅲ190)

平成19年11月22日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内田 健夫

特定健診の電子データ化への対応調査について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成20年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査につきましては、ご多忙のところご協力いただき御礼申し上げます。現在、集計中であり、12月初旬には結果をお送りする予定にしております。

さて、ご高承のとおり、平成20年度以降は、特定健診結果データを電磁的記録で保険者へ報告することになっています。

現在、日医においても特定健診の電子データ化への対応について、実施予定の業者と検討しているところではありますが（入力用紙の標準様式、及びデータの標準仕様を定めることを検討しております。費用については、ケースDで1件あたり500円程度が想定されています。）、都道府県医師会、郡市区医師会での対応等について把握をしたいと考えております。

つきましては、都道府県医師会、及び都道府県医師会を通じて郡市区医師会（大学医師会等を除く）を対象に、調査を実施することといたしました。

フリーソフトが提供されていない状況での調査であり、大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても調査にご協力いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知、協力方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、調査方法等につきましては、別紙をご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特定健診の電子データ化への対応調査

1. 目的

平成20年度以降の特定健診・特定保健指導の実施にあたり、特定健診機関等は、特定健診・特定保健指導の結果データを電磁的記録で保険者へ報告することになります。本調査は、都道府県医師会、郡市区医師会における特定健診の電子データ化への対応等を把握し、今後の検討のための資料とすることを目的とします。

2. 調査対象

都道府県医師会、郡市区医師会（大学医師会等を除く）

3. 提出期限

平成19年12月10日（月）＜日本医師会必着＞

4. 調査方法

調査票は、都道府県医師会用調査票（水色）と郡市区医師会用調査票（白色）の2種類となっています。

郡市区医師会用調査票については、都道府県医師会にまとめてお送りいたしますので、郡市区医師会に配布していただきますようお願いいたします。

郡市区医師会で回答いただいた調査票は、都道府県医師会でとりまとめいただき、一括して日本医師会地域医療第3課宛に送付して下さい。

なお、郡市区医師会の回答を集計していただく必要はありません。

5. 記入上の注意事項

- ・添付の参考資料をご一読の上、ご回答いただきますようお願いいたします。
- ・特定健診・特定保健指導の結果データを電磁的記録で保険者へ報告することになっていますが、特定保健指導の仕様については、未確定な点があるため、本調査では、**特定健診結果データのみ**の対応についてご回答いただきますようお願いいたします。
- ・厚生労働省が提供予定の「フリーソフト」については、健診機関での使用を想定しているため、医師会などが複数の健診機関のデータを電子化することに対応できるかについては不明です。

6. その他

本調査についてご不明な点がございましたら、日本医師会地域医療第3課（TEL：03-3942-8181、FAX：03-3946-2684、mail:c3@po.med.or.jp）までご照会下さい。

医師会名: _____ 医師会

記入者名: _____ 役職: _____

連絡先電話番号: _____

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号:03-3942-8181

Mail:c3@po.med.or.jp

特定健診の電子データ化への対応調査
《調査項目:該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください》

問1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか
※ケースA～Dについては、参考資料をご参照ください

- i. 医師会自身で対応することを検討している(ケースA) →問2へ
- ii. 電子データ化を支援する仕組みを提供されれば医師会でも支援協力したい
→現在想定されるケースとして、該当する場合には○をつけて下さい。
ア. ケースB イ. ケースC ウ. ケースD エ. 未定 →問3へ
- iii. 医師会での対応はしない →問3へ
- iv. 未定 →問3へ
- v. その他(_____) →問3へ

問2 貴会で検討されている対応の具体的な内容についてご記入ください

例)外部委託の内容、ソフトの導入先、入力作業等の人の確保、入力機器の導入など

問3 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話しを聞くつもりはありますか

- i. はい
- ii. いいえ

※ご協力ありがとうございました

郡市区医師会用調査票

都道府県： _____ 都・道・府・県

医師会名： _____ 医師会

記入者名： _____ 役職： _____

連絡先電話番号： _____

《問い合わせ先》

日本医師会地域医療第3課

電話番号：03-3942-8181

Mail:c3@po.med.or.jp

特定健診の電子データ化への対応調査
《調査項目：該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください》

問1 健診データを保険者へ電子データ化して提出することになっていますが、対応できない医療機関等のために、どのようなことを考えていますか
※ケースA～Dについては、参考資料をご参照ください

- i. 医師会自身で対応することを検討している(ケースA) →問2へ
- ii. 電子データ化を支援する仕組みを提供されれば医師会でも支援協力したい
→現在想定されるケースとして、該当する場合には○をつけて下さい。
ア. ケースB イ. ケースC ウ. ケースD エ. 未定 →問3へ
- iii. 医師会での対応はしない →問3へ
- iv. 未定 →問3へ
- v. その他(_____) →問3へ

問2 貴会で検討されている対応の具体的な内容についてご記入ください

例)外部委託の内容、ソフトの導入先、入力作業等の人の確保、入力機器の導入など

問3 貴会管下機関における電子化に対応できない医療機関数はだいたいどのくらいとお考えですか

- i. 把握している (_____)施設
- ii. 把握していない

問4 電子データ化を支援する業者等がいる場合、直接話しを聞くつもりはありますか

- i. はい
- ii. いいえ

※ご協力ありがとうございました

参考資料

代行入力機関の利用について

1. 代行入力機関とは

特定健診・特定保健指導を実施する健診等機関(医療機関)は、健診データや請求データを医療保険者に毎月提出する必要があります。そこで、医療保険者に代わって健診等機関から提出された各種データの取りまとめや健診等機関に支払いを行う機関として、決済代行機関(国保連、支払基金等)が設置される予定です。

代行入力機関は、この決済代行機関に提出する各種データを健診等機関になり替わり、パンチ入力作業を代行する機関をいいます。

2. 代行入力機関に必要な主な機能

①厚生労働省が定めた電子的様式によるファイル作成の仕様を備えたソフト

・フリーソフトの導入

厚生労働省の研究班を通じて提供が予定されている、「フリーソフト」は、健診等実施機関の受付窓口に設置されることを想定している。このため、本ソフトの導入で、医師会が代行入力業務を行えるか否かは不明である。

・有償ソフトの新規購入

代行入力業務に必要な機能を備えた有償ソフトが民間事業者により提供される可能性がある。

・既存ソフトの更新

現在、医師会において各種健診(検診)のデータ入力業務を実施している場合、既存ソフトを提供(販売)している事業者により、有償(無償の場合もあり得る)で更新できる場合がある。

・ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)事業者の利用

必要な機能を備えた外部の事業者のソフトをインターネットを利用して入力業務等を行う場合がある。

②入力業務で一定時間確保できるパソコンとプリンター等

③データ入力作業を行うキーパンチャー(人)

3. 代行入力機関として想定される主な団体・事業者

- 地域医師会・医師会共同利用施設
- 都道府県医師会
- 地域・都道府県単位のシステム事業者、パンチ入力専門事業者等
- 地域・都道府県単位の民間受託臨床検査センター
- 全国規模のシステム事業者、パンチ入力専門事業者等
- 全国規模の民間受託臨床検査センター

4. 地域医師会や都道府県医師会で想定される主なケース

- ケースA
地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行い、且つ、外部の事業者と委託契約を行わないケース
- ケースB
地域医師会や都道府県医師会が主体となって代行入力業務を行うが、ASPが利用できる範囲で事業者と委託契約を結ぶケース
- ケースC
地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行い、代行入力業務を含むASP事業者と委託契約を結ぶケース
- ケースD
地域医師会や都道府県医師会が主体となって取りまとめを行うが、ASPを利用しない環境で代行入力業務を事業者と委託契約を結ぶケース

5. 外部との通信(ASP)を利用した場合のサービス概要と、地域医師会等で必要となる準備(ケースB~ケースD)

	提供されるサービス	サービス概要	地域医師会等で必要となる準備
B	データ変換サービス (ネットワーク利用)	システム上に登録されたCSV形式での健診情報と属性情報のデータ変換を行い、電子的標準様式と結果通知票をネットワークにて返送するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows PC ・プリンタ ・パンチ業者及びパンチ要員 ・通信回線(フレッツ等) ・事務員 -入力用紙取りまとめ及び代行入力機関への送付 -CSVのシステム上への登録 -データダウンロード、CD化、印刷 -医療機関、保険者、支払基金への送付 -振込処理(決済もとりまとめる場合) -初期登録等
C	電子化サービス (ネットワーク利用)	紙のフォーマットを受付け、電子化・データ変換を行い、電子的標準様式と結果通知票をネットワークにて返送するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows PC ・プリンタ ・通信回線(フレッツ等) ・事務員 -入力用紙取りまとめ及び代行入力機関への送付 -CSVのシステム上への登録 -データダウンロード、CD化、印刷 -医療機関、保険者、支払基金への送付 -振込処理(決済もとりまとめる場合) -初期登録等
D	電子化サービス (ネットワーク利用不可)	紙のフォーマットを受付け、電子化・データ変換を行い、電子的標準様式と結果通知票をメディアに手にて返送するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows PC ・事務員 -入力用紙取りまとめ及び代行入力機関への送付 -医療機関、保険者、支払基金への物流 -振込処理(決済もとりまとめる場合) -初期登録等